

# 取引資格制度の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

2023年12月25日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「取引参加者規程」等の一部改正を行い、2024年1月4日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）

当取引所では、2022年4月の上場制度の見直しにおいて、改めて当取引所が、個人投資者を主体とした市場であり、わが国個人投資者の裾野拡大及び長期資産形成の促進に取り組む姿勢を明確にしました。

今回の改正は、さらにその取組みを加速させるため、発行・流通市場の担い手である証券会社が当取引所の取引資格をより取得しやすい環境を整備することにより、取引参加者の増加を図ることとし、取引資格の取得に必要な料金の引下げなど、取引資格制度の見直しを行うものです。

## II. 改正概要

### 1. 参加金の額の引下げ等

- ・総合取引参加者の参加金の額を100万円に引き下げ、名称を「取引資格取得手数料」に変更します。

### 2. 取引参加権の譲渡制度の廃止

- ・現行制度では、取引資格の喪失を申請した取引参加者が、取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として新たに取引資格を取得できる者に対してのみ、取引参加権を譲り渡すことができるとされていますが、この制度を廃止します。

### 3. IPO取引資格制度の廃止

- ・当取引所における取引資格については、総合取引資格のみとし、IPO取引資格制度を廃止します。

### 4. その他

- ・その他所要の改正を行います。

(備考)

- ・取引参加者規程第5条、取引参加料金等に関する規則第1条、第3条

- ・取引参加者規程第36条等

- ・取引参加者規程第2条等

- ・取引参加者規程第2条の2第2項等

## III. 施行日

2024年1月4日から施行します。

以上